

京都市消防局訓令甲第6号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市消防局長 井上 元次

第2条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 緊急走行 車両を緊急自動車（道路交通法（以下「道交法」という。）第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。以下同じ。）として運行することをいう。

第6条第3項中「総務課長（消防分署（以下「分署」という。）にあつては、消防課長）」を「消防課長」に改める。

第7条第1項中「道路交通法（以下「道交法」という。）」を「道交法」に改め、同条第3項中「総務課長（分署にあつては、消防課長）」を「消防課長」に改め、同条第4項中「消防課長」を「総務課長（消防分署（以下「分署」という。）にあつては、消防課長）」に改める。

第7条の2第1項中「、第二部及び第三部」を「及び第二部」に改め、同条第3項第1号中「（道交法第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。以下同じ。）」を削る。

第8条第2項中「担当課長補佐」を「係長」に改める。

第13条の見出し中「指名」の右に「及び要件」を加え、同条に次の1項を加える。

2 車両は、前項の規定により指名を受けた者で、安全運転管理者から、特に運転を命じられた者でなければ運転してはならない。

第14条を削り、第15条から第17条までを1条ずつ繰り上げ、第18条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

(緊急走行)

第18条 緊急走行は、災害出動その他局長又は所属長が緊急の必要があると認める業務について実施することができる。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防課)